

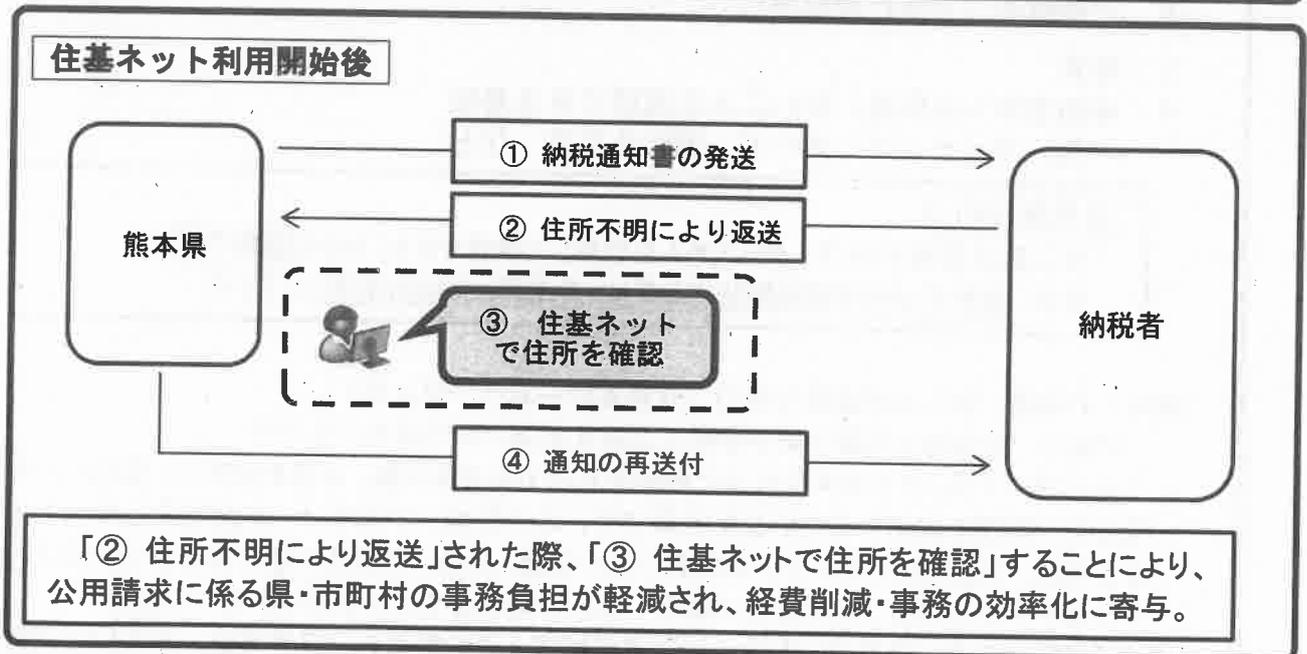
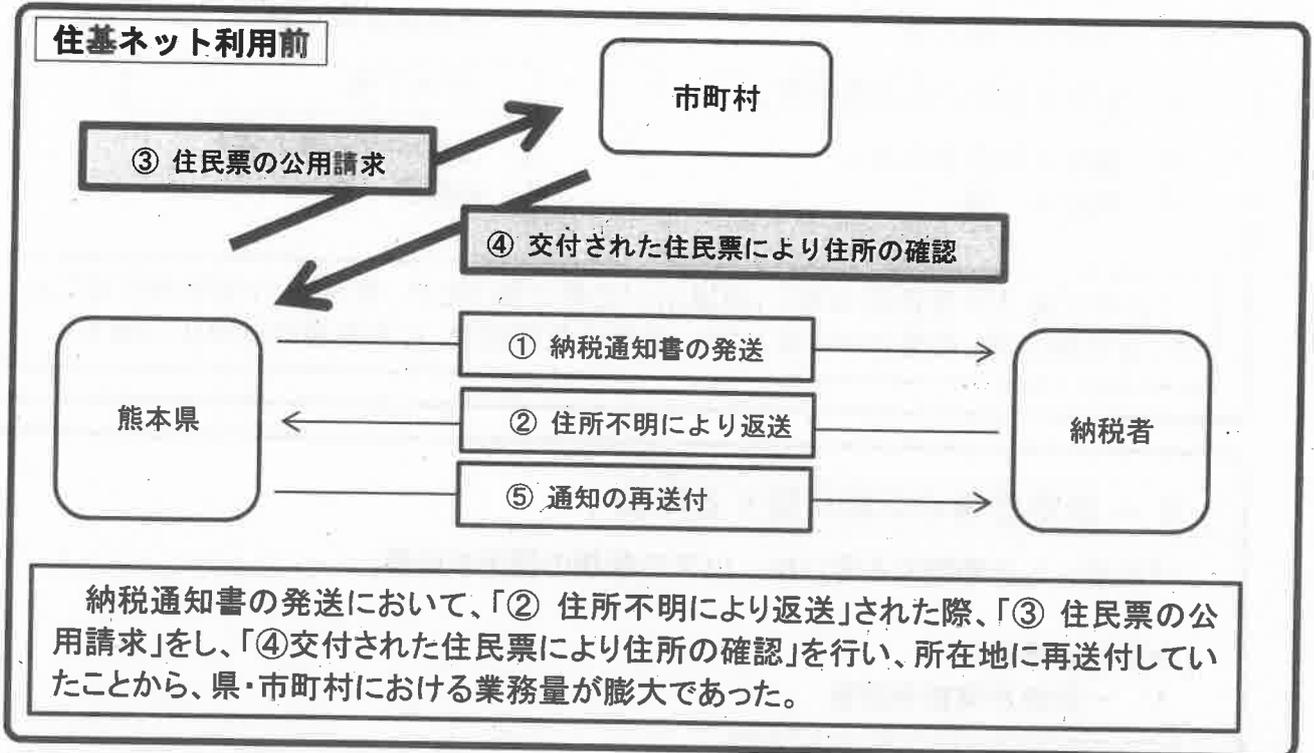
特定個人情報保護評価書(全項目評価) 参考資料

- 1 住民基本台帳ネットワークシステムの事務利用について
⇒ 参考資料1 P3～
- 2 平成27年3月答申を受けた対応に係る説明資料(答申前と後の新旧対照表)
⇒ 参考資料2 P5～
- 3 平成27年公表版「特定個人情報保護評価書(全項目評価)」
⇒ 参考資料3 P7～
- 4 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(平成27年策定)からの変更箇所に係る補足
⇒ 参考資料4 P31～
- 6 全項目評価書「IVその他のリスク対策」
⇒ 参考資料5 P37～
- 7 個人情報、特定個人情報、本人確認情報等の用語の定義
⇒ 参考資料6 P39～

住民基本台帳ネットワークシステムの事務利用について

1 地方税法等による地方税の徴収に関する事務

(1) 事務処理の内容



(2) 住基ネット利用件数

県の税務業務（課税・収税）に係る 住基ネット年間利用件数（H30年度）	23,453件
--	---------

2 指定難病の医療費助成に関する事務

指定難病医療費の助成を申請する際には、以下の書類の提出が必要。

住基ネット利用前

〔申請必要書類〕

- 1 特定医療費支給認定申請書
- 2 臨床調査個人票
- 3 世帯全員分の住民票の写し
- 4 健康保険証等の写し
- 5 同意書 等



住基ネット利用開始後

〔申請必要書類〕

- 1 特定医療費支給認定申請書
- 2 臨床調査個人票
- (提出不要)
- 3 健康保険証等の写し
- 4 同意書 等

「世帯全員分の住民票の写し」の提出が必要であったが、住基ネットを利用することで、住民票の写しの添付が不要となり、住民の負担軽減、行政事務の効率化に寄与。

3 一般旅券等の発給に関する事務

パスポートを申請する際には、以下の書類の提出が必要。

〔申請必要書類〕

- 1 一般旅券発給申請書
- 2 戸籍謄本（又は戸籍抄本）
- 3 写真
- 4 申請者本人に間違いがないことを確認できる書類
例) マイナンバーカード、運転免許証 など

〔住民票の写し〕

住民基本台帳ネットワークシステムを利用して確認できることから原則不要
なお、住基ネットの利用を開始する前は、住民票の提出を必要としていた

(参考) 戸籍謄(抄)本が必要な理由(外務省ホームページより)

戸籍が、申請者の国籍と身分関係を公証する唯一の手段だからです。

パスポートは、日本政府が外国に渡航される方の日本国籍、身分を証明し、渡航先の外国政府に保護を依頼する大切な証明書です。このため、パスポートを発給するに当たりましては、申請窓口において、申請者の方の国籍、氏名、生年月日等の身分事項や他人によるなりすまし申請でないことの確認も含め、厳正なチェックが行われています。

現在のところ、日本国における申請者の国籍と身分関係を公証する唯一の手段は戸籍のみです。そして、その戸籍の内容を本籍地の市区町村長が証明するのが戸籍謄(抄)本であることから、旅券法上パスポート申請時には戸籍謄(抄)本の提出をお願いしています。

熊本県個人情報保護制度審議会の答申(平成27年3月30日)を受けた対応について

1 システムの管理権限について

特定個人情報情報の使用については、アクセス権限の発行、操作履歴の記録等により、特定個人情報情報の保護に関して適切な保護措置が講じられていることが確認されたが、漏えいのリスクをより軽減するという観点から、システムの管理権限は、限定的に与えること。

(対応)

委託先におけるシステムの管理権限(ログイン)については、契約書の中で、作業に従事する責任者及び担当者を事前に書面で報告を求めた上で、情報漏えいの防止等の観点から、管理権限を限定的に与える取扱いとしている。
また、委託業者が作業を行う際は職員が立会いを行うとともに、作業完了後は書面で報告を求め、作業内容及び作業従事者の確認を行うこととしている。

2 提供・移転のルールについて

特定個人情報情報の提供・移転については、法令に加え、要領等関係規程に基づき適切に実施されることが確認されたので、評価書にその旨を明記すること。

(対応)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)に以下の記述を追記。

審議会への諮問時点(H27.3.25)		公表時点(H27.6.4)
5. 特定個人情報情報の提供・移転		
特定個人情報情報の提供・移転に関するルール	<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基法、番号法の規程に基づき行う。 ・住基ネット利用課に対して内部運用監査を行い、都道府県知事保存本人確認情報の利用・管理状況等を確認する。 ・システムの操作履歴を採取・保管し、不正な操作がないことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住基法、番号法、及び熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項等の関係規程に基づき行う。 ・住基ネット利用課に対して内部運用監査を行い、都道府県知事保存本人確認情報の利用・管理状況等を確認する。 ・システムの操作履歴を採取・保管し、不正な操作がないことを確認する。

3 リスク対策の職員への周知について

特定個人情報ファイイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策については、入手、使用等それぞれのプロセスにおいて、特定個人情報情報の保護に関して適切な保護措置が講じられていることが確認されたが、操作履歴の記録、保管等講じられているリスク対策を職員へ周知徹底する等、情報漏えいの予防対策に万全を期すこと。

(対応)

毎年度当初に住基ネットを利用している庁内全ての課の担当者を対象に研修会を実施するとともに、内部運用監査(毎年度)、外部運用監査(おおむね3年に1回)等を行い、情報漏えいの防止、リスク対策等の確認・職員への周知等を行っている。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)において、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名、住所、生年月日、性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
- ・住基ネットは、専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等の対策を講じている。
- ・都道府県サーバは、全都道府県分を1カ所(都道府県サーバ集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

評価実施機関名

熊本県知事

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成27年6月4日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
②事務の内容 ※	<p>熊本県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に熊本県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①本人確認情報の更新に関する事務 ②熊本県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転に関する事務 ③本人確認情報の開示に関する事務 ④機構への情報照会に係る事務 ⑤本人確認情報検索に関する事務 ⑥本人確認情報整合に関する事務</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

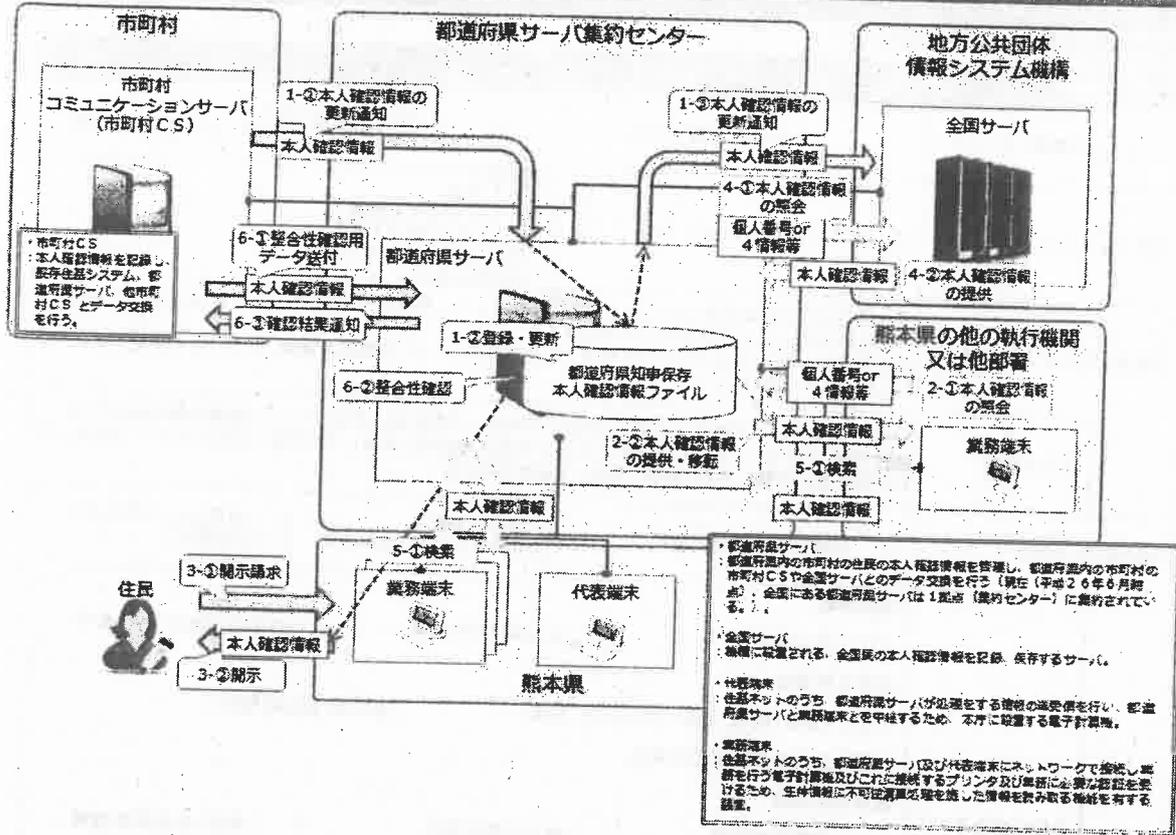
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。</p>
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを經由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 熊本県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 熊本県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 : 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 : 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>熊本県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村から本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③熊本県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条 (住民票の記載事項) ・第12条の5 (住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6 (市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7 (都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8 (本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11 (通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15 (本人確認情報の利用) ・第30条の32 (自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35 (自己の本人確認情報の訂正)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊本県総務部市町村・税務局市町村課
②所属長	課長 竹内 信義
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①. 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②. 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③. 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 熊本県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-①. 熊本県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②. 熊本県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

※熊本県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1))には、熊本県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。

(注1)熊本県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

(注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②. 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①. 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②. 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-①. 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	熊本県の住民(熊本県内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において熊本県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<p>・識別情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 災害関係情報</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
	その妥当性
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月17日
⑥事務担当部署	熊本県総務部市町村・税務局市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()				
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通じて入手する。)				
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。				
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネット等で管理する必要があるため、市町村から熊本県へ、熊本県から機構へと通知がなされることとされているため。				
⑤本人への明示	熊本県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。				
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において熊本県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。				
変更の妥当性	—				
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 </td> </tr> </table>	使用部署 ※	熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
使用部署 ※	熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班				
使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上				
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。(都道府県サーバ→全国サーバ) ・熊本県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(熊本県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する。(都道府県サーバ→熊本県の他の執行機関又は他部署) ・住民からの開示請求に基づき(住民→熊本県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する。(都道府県サーバ→帳票出力→住民) ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。 				
情報の突合 ※	本人確認情報の正確性を担保するため以下の突合を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルとを、住民票コードをもとに突合する。 ・熊本県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受領した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。 				
情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。				
権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。				
⑨使用開始日	平成27年8月17日				

委託事項2		住民基本台帳ネットワークシステム関連機器保守及び運用支援業務
①委託内容		熊本県が設置する住基ネット関連機器(ファイアウォール・代表端末・業務端末等)についての保守及び通信ログの解析等の運用支援業務を委託する。 なお、委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
その妥当性		住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、熊本県が設置する住基ネット関連機器(ファイアウォール・代表端末・業務端末等)の保守及び通信ログの解析等の運用支援業務を委託する。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係らない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (保守及び運用支援上必要がある場合は、職員立会いのもと、代表端末及び業務端末により確認)
⑤委託先名の確認方法		・委託先が決定した際は、県のホームページで公表している。 ・熊本県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委託先名		富士通株式会社 熊本支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の承諾を求める旨、再委託を行う理由、受託業者が再委託を行う場合の当該再委託の相手方の名称及び所在地、再委託をする業務の内容、再委託の期間、再委託業者に関する監督の方法を申請書に記載させ、再委託業者の社会的信用と能力が確認できる書類を確認し、書面により承諾している。
	⑨再委託事項	熊本県が設置する住基ネット関連機器(ファイアウォール・代表端末・業務端末等)の保守及び通信ログの解析等の運用支援業務。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係らない事務を対象としているため、再委託先においても、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。

5. 特定個人情報提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	熊本県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	熊本県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、熊本県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	熊本県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供先3	住基法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民からの開示請求があった都度。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑩を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手するため、市町村担当職員を対象に適切な運用がなされるよう説明会、研修会等を実施している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配布する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保障対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム管理者は、セキュリティ責任者からの協議を受け、アクセス権限の発行については、照合ID付与申請書に基づき、照合IDの付与及び照合情報の登録を行い、アクセス権限の失効については、職員の退職や異動がある度、照合ID無効化依頼書に基づき、失効処理を行う。 ・怪我等で照合情報認証に適さない身体状況などシステム管理者がやむを得ない事情があると判断した場合は、照合情報の代わりにシステム管理者が発行する操作者照合暗証番号を用いる。 ・操作者名簿にて、アクセス権限の発行及び失効の管理を行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者に付与する権限は、業務上必要な範囲に限る。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・操作履歴(アクセスログ・操作ログ)は、操作者を個人まで記録し、現行システムが稼働している間は、削除せず保管する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴と各所属で記録している使用簿等を突き合わせるにより適時確認する。 ・定期的に監査を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・定期的に監査を行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・毎年、操作者研修において事務外利用等の禁止について、指導している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバを利用し、長時間にわたり、本人確認情報を表示させないようにする。 ・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを来庁者等から見えない位置及び方向に適切に設置する。 ・操作者は、業務上必要のない検索、抽出、表示、及び帳票の出力を行わない。 ・操作者は、離席の際には、業務アプリケーションを終了させ、電源の切断等を行い、本人確認情報を画面に表示したままの状態としな 	
<ul style="list-style-type: none"> ・業務上必要な帳票の出力を行った場合は、専用保管庫に施錠する等適切に管理する。なお、廃棄する場合は、焼却、溶解、及び裁断等により廃棄する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを必要以上に取らない。 	

4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託先は、これまで住基ネット全体のセキュリティ確保の責任を負う立場であるとともに、過去10年以上にわたり住基ネットを安定的に運営してきた実績を有する。 契約書において、個人情報の保護に関する条項を設け、個人情報の適正な取扱いについて定めており、必要に応じて、その取扱い状況について調査する。 委託業務の従事者について、年1回以上セキュリティ教育を実施することを、契約により義務付けている。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先に都道府県知事保存本人確認情報を提供する場合、システムで暗号化した上で提供し、委託先がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステムの設計とし、閲覧/更新をさせないよう制限する。 委託先が都道府県知事保存本人確認情報ファイルをバックアップ等の媒体に格納する際には、システムで自動的に暗号化を行うことで媒体の取得者が特定個人情報にアクセスできないシステム設計とし、閲覧/更新をさせないよう制限する。 委託業務に従事する者の氏名等を記載した名簿、体制図を提出させ、また、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。 必要に応じて、操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約書等に基づき、受託者が実施した業務について報告書により、適時確認するとともに熊本県行政文書等の管理に関する条例等に基づき定められた期間記録を保存する。 必要に応じて、操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記する。 契約書上、必要に応じて、特定個人情報の取扱いについて調査することができる。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 集約センターには、都道府県知事保存本人確認情報を専用回線を通して提供する。 住基ネット関連機器保守及び運用支援業務に関する委託については、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合、職員立会いのもと端末を操作し確認させる。 契約書上、必要に応じて、特定個人情報の取扱いについて調査することができる。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判別し、消去。 熊本県から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務の完了後直ちに熊本県に返還、又は引き渡すものとする。 契約書上、必要に応じて、特定個人情報の取扱いについて調査することができる。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書において以下の項目について規定 <ul style="list-style-type: none"> 秘密の保持 収集の制限 個人情報の保護 再委託の禁止 目的外利用及び提供の制限 複写、提供、複製の禁止 資料等の返還、廃棄等 従事者への周知 適正管理 実地調査 事故発生時における報告 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 守秘義務を課す。 受託者は、再委託先に対して、セキュリティ教育を実施する。 特定個人情報ファイルの取扱いについて、必要に応じて、実地調査を行う。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[] 記録を残している	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、現行システムが稼働している間は、削除せず保管する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[] 定めている	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住基法、番号法、及び熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項等の関係規程に基づき行う。 ・住基ネット利用課に対して内部運用監査を行い、都道府県知事保存本人確認情報の利用・管理状況等を確認する。 ・システムの操作履歴を採取・保管し、不正な操作がないことを確認する。 	
その他の措置の内容	「端末が置かれている執務室の施錠管理」、「操作者へのアクセス権限の限定」を行い、情報の持ち出しを制限する。媒体を用いて情報を連携する場合には、必要に応じて職員が立会う。	
リスクへの対策は十分か	[] 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	全国サーバと都道府県サーバ間の通信では、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、熊本県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[] 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 	
リスクへの対策は十分か	[] 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手)	[○]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	・都道府県サーバ集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施設管理する。 ・熊本県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施設管理する。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	・システムへのコンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するための措置を講じ、ウイルス対策ソフトの定期的パターンファイルの更新を行う。 ・端末はインターネットに接続できないようにする。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	内容:メールマガジン発行に伴うメール送信時の操作誤りによるメールアドレスの漏洩。 原因:BCC(ブラインド・カーボン・コピー)で送付すべきところをTOで送信。 影響:2626人分 発生時の対応:送信者全員に対し、お詫び及びメールの削除依頼を行うとともに、二次被害防止等のため、記者発表を行った。
再発防止策の内容	①各実施機関に対し、文書通知により注意喚起を行った。 ②メールシステムにおいて、庁外へのメール送信時、注意喚起の表示を行うこととした。 ③配信時に2名以上の職員が確認することを徹底することとした。
⑩死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・振票は、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、裁断、溶解等により処理を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[特に力を入れて行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、住基ネット端末設置課に対し、セキュリティ対策に係るチェックリスト(端末に係る部分)を配布し、自己点検を実施する。 ・住基ネット利用課において、自己点検簿をつけている。
②監査	<p>[特に力を入れて行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査 年に1回、住基ネット利用課に対して内部運用監査を実施する。セキュリティ統括責任者を監査責任者とし、監査は行政班職員2名1組で実施し、3年で全ての所属の監査を行う。また、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 ①業務端末の運用状況 ②アクセス管理状況 ③帳票等の情報資産の管理状況 ④目的外利用していないか等の状況 <p>等を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 民間の外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。なお、外部監査については、3年に1度、5~10所属程度に対して実施する。
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[特に力を入れて行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年に1回各所属の住基ネット担当者を対象に、住基ネットの概要、操作方法、セキュリティ対策、緊急時の対応等を内容とする操作者研修を実施する。なお、同所属内での別の操作者に対しては、研修に参加した者が、後日所属内で研修を行う。 ・違反行為を行った者については、照合IDを無効化する等の措置を講じる。
3. その他のリスク対策	
—	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館3階 熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班 096-333-2105
②請求方法	来庁、郵送による本人確認情報開示請求書及び本人確認情報訂正(追加・削除)申出書の提出
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 1件10円で、熊本県収入証紙を請求書に貼付することによる納付)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステム事務
公表場所	〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁新館1階 情報プラザ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館3階 熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班 096-333-2105
②対応方法	問合せの際に、対応について記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年12月25日
②しきい値判断結果	<p style="text-align: center;">基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>[</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p> <p>]</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	熊本県 県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)実施要項に基づき実施
②実施日・期間	平成27年1月15日(木)～平成27年2月13日(金)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年2月27日(金)、平成27年3月25日(水)
②方法	熊本県個人情報保護制度審議会において第三者点検を実施
③結果	<p>全項目評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。</p> <p>なお、以下の3点について、意見があった。</p> <p>①システムの管理権限について 特定個人情報の使用については、アクセス権限の発行、操作履歴の記録等により、特定個人情報の保護に関して適切な保護措置が講じられていることが確認されたが、漏えいのリスクをより軽減するという観点から、システムの管理権限は、限定的に与えること。</p> <p>②提供・移転のルールについて 特定個人情報の提供・移転については、法令に加え、要領等関係規程に基づき適切に実施されることが確認されたので、評価書にその旨を明記すること。</p> <p>③リスク対策の職員への周知について 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策については、入手・使用等それぞれのプロセスにおいて、特定個人情報の保護に関して適切な保護措置が講じられていることが確認されたが、操作履歴の記録、保管等講じられているリスク対策を職員へ周知徹底する等、情報漏えいの予防対策に万全を期すこと。</p>
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(平成27年策定)からの変更箇所に係る補足

(別添3)変更箇所 (※特定個人情報保護評価書25ページ)

特定個人情報保護評価書7ページ	変更前の記載(H27.6.4)	今回提出資料(R2.2.20)
(別添1)事務の内容(備考)	3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
3. 本人確認情報の開示に関する事務	3-② 開示請求者(住民)に対し、本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。 (同左)	

1 本人確認情報の開示

地方公共団体情報システム機構(J-LIS):地方公共団体情報システム機構法に基づき、2014年4月に地方共同法人として設立された団体

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の32第1項の規定により、住民が都道府県知事又は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に対し、自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示(自己に係る本人確認情報が存在しないとき)を請求することができるもの。

(参考:住民基本台帳法逐条解説)

個人情報の開示請求制度は、個人が自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要である。また、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の正確性を確保するためには、都道府県又は指定情報処理機関の磁気ディスクに記録されている本人確認情報を本人が確認できることとすることが有効である。

2 変更の経緯

令和元年7月23日付けで地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から都道府県に対し、「特定個人情報保護評価書記載要領の修正版」の配布があり、当該修正版に基づき変更を行うもの。

3 変更内容の説明

熊本県本人確認情報の開示等に関する規則(平成14年熊本県規則第75号)に規定する「本人確認情報開示請求書(別記第2号様式)」の様式そのものに変更はない。
様式そのものに変更はないものの、従来から、本人確認情報開示請求書には「特定個人情報」を記載する取扱いとしていないことから、今回の変更で「※特定個人情報を含まない」と追記し、明確化したもの。
なお、開示請求者(住民)に対して、本人確認情報を開示する際には、「本人確認情報確認書(別記第3号様式)」で特定個人情報を記載する取扱いとしていないことから、今回変更はない。

別記第3号様式(第6条関係)

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。
最新

住民票コード		個人番号	
生年月日		性別	
氏名			
住所			
区分・事由			
上記事由に対応する年月日			

住民票コード		個人番号	
生年月日		性別	
氏名			
住所			
区分・事由			
上記事由に対応する年月日			

住民票コード		個人番号	
生年月日		性別	
氏名			
住所			
区分・事由			
上記事由に対応する年月日			

年 月 日

熊本県知事

印

第12回熊本県情報公開・個人情報保護審議会(令和2年2月20日)での御意見等を踏まえた対応について
IV その他のリスク対策

第12回審議会資料(R2.2.20)		今回提出資料(R2.3.25)
1. 監査		
① 自己点検	<p>1 特に力を入れて行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、住基ネット端末設置課に対し、セキュリティ対策に係るチェックリスト(端末に係る部分)を配布し、自己点検を実施する。 ・住基ネット利用課において、自己点検簿をつけている。 <p>具体的なチェック方法</p>	<p>2 十分に行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、住基ネット端末設置課に対し、セキュリティ対策に係るチェックリスト(端末に係る部分)を配布し、機器等の設置場所や利用者ID・パスワードの管理状況等について自己点検を実施する。 ・自己点検は、住基ネット利用担当者が実施し、所属のセキュリティ責任者が確認する。点検・確認後、システム管理者(市町村課長)へチェックリストを提出し、同管理者が5年間保管する。
② 監査	<p>1 特に力を入れて行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査 <ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、住基ネット利用課に対して内部運用監査を実施する。セキュリティ統括責任者を監査責任者とし、監査は3年で利用している全ての所属の監査を行う。また、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 ①業務端末の運用状況 ②アクセス管理状況 ③帳票等の情報資産の管理状況 ④目的外利用していないか等の状況等を確認する。 ・外部監査 <ul style="list-style-type: none"> ・民間の外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。なお、外部監査については、概ね3年に1度、5～10所属程度に対して実施する。 <p>具体的な内容</p>	<p>2 十分に行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査 <ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、住基ネット利用課に対して内部運用監査を実施する。セキュリティ統括責任者を監査責任者とし、監査は3年で利用している全ての所属の監査を行う。また、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 ①業務端末の運用状況 ②アクセス管理状況 ③帳票等の情報資産の管理状況 ④目的外利用していないか等の状況等を確認する。 ・外部監査 <ul style="list-style-type: none"> ・民間の外部監査事業者(情報セキュリティ監査業務の履行実績を有する者等)による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。なお、外部監査については、概ね3年に1度、5～10所属程度に対して実施する。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<p>1 特に力を入れて行っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に1回各所属の住基ネット担当者を対象に、住基ネットの概要、操作手法、セキュリティ対策、緊急時の対応等を内容とする操作者研修を実施する。なお、同所属内での別の操作者に対しては、研修に参加した者が、後日所属内で研修を行う。 ・違反行為を行った者については、照合IDを無効化する等の措置を講じる。 <p>具体的な方法</p>	<p>2 十分に行っている</p> <p>(同左)</p>

用 語

1 本人確認情報

「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の6第1項」
住民票に記載されている住民基本台帳法第7条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項

- ① 氏名（第7条第1号）
- ② 出生の年月日（第7条第2号）
- ③ 男女の別（第7条第3号）
- ④ 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日（第7条第7号）
- ⑤ 個人番号（第7条第8号の2）
- ⑥ 住民票コード（第7条第13号）

2 特定個人情報

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第1条第8号」

個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報

3 個人情報

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」

生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの

